

改正

平成10年3月27日告示第51号

須坂市建設工事共同企業体運用要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、共同企業体の在り方の適正化を図ることにより、須坂市の発注する建設工事の効果的な施工の確保及び建設業の健全な発展に資するため、共同企業体を活用する場合の運用基準を定めるものとする。

(共同企業体の活用)

第2 須坂市が発注する建設工事は単体の企業への発注を基本とするものであるが、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができるものとする。

(共同企業体の方式)

第3 共同企業体の方式は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体 建設工事の種類・規模等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成される共同企業体

(2) 経常建設共同企業体 優良な中小・中堅建設業者(資本の額又は出資の総額が20億円以下及び従業員1,500人以下の者)が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工能力を強化するために結成する共同企業体

(特定建設工事共同企業体)

第4 特定建設工事共同企業体の活用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類及び規模

対象工事は、技術的難度の高い建設工事(道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、揚排水機場、空港、下水道等の土木構造物であって、大規模なもの及び大規模建築、大規模設備等の建設工事)等で、発注者が必要と認めるもの

(2) 構成員

ア 構成員数

2社又は3社とする。

イ 組合せ

最上位等級に属する者のみの組合せとする。ただし、発注者が、十分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保できると認めたときは、第二等級に属する者を含めた組合せとすることができる。

ウ 資格

構成員は、対象工事について次の要件を満たすものとする。

(ア) 当該工事に対応する業種について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(イ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

(ウ) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を、当該工事現場に専任で配置し得ること。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は次のとおりとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(4) 代表者の選定方法

代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率が構成員中最大のものとする。

(経常建設共同企業体)

第5 経常建設共同企業体の活用は、次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類及び規模

単体の企業と同様に、入札参加資格を有する業種及び等級に応じた工事とする。

(2) 構成員

ア 構成員数

2社又は3社とする。

イ 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、個別審査において下位の等級に属する者に十分な施工能力があると認められる場合には、構成員となる者のうち、上位の等級にある者から直近二等級（市長が特に認める場合には、直近三等級）までに属する者の組合せとすることができる。

ウ 資格

構成員は、次の要件を満たすものとする。

(ア) 入札参加資格を申請する業種について、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(イ) 入札参加資格を申請する業種について、元請として一定の実績を有することを原則とする。

(ウ) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

エ 結成方法

自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は次のとおりとする。

2社の場合 30パーセント以上

3社の場合 20パーセント以上

(4) 代表者の選定方法

代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。

(5) 入札参加資格の申請

経常建設共同企業体が、入札参加資格の申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と、継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の経常建設共同企業体の構成員となることができる。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月27日告示第51号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。